

議事の概要（又は詳細）

今般の審議会については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参集による会議開催を中止し、書面開催とした。

【書面開催の方法】

令和3年8月 5日 審議資料を郵送にて全委員へ送付

8月18日 各委員から「意見書」の提出

8月23日 議決結果を各委員へ郵送にて送付

【議事】

1、令和2年度国民健康保険事業特別会計決算について

事務局から決算報告（書面）を行い、決議を諮った。

2、その他

今後の座間市国民健康保険事業等について、事務局の見解を提示した。

【委員からの意見及び事務局からの回答】

議事1

1、一般会計からの繰入金について

神奈川県各市町で、一般会計からの繰入金で法定外繰入金をしていないところがあると聞いている。座間市では、毎年予算に計上されている。国保被保険者のみならず、被用者保険に加入している住民からすれば、2重払いをしていることになる。将来は、ゼロにしたいと聞いていますが、繰入金を少しでも減らすために、保険税の収納率の向上、保険給付適正化を図ってほしい。

◆事務局回答

一般会計からの繰入金削減については、「座間市国民健康保険事業特別会計への決算補填等目的の法定外一般会計繰入の削減目標計画」を策定し、当該計画に沿って削減に努めています。

今後も、神奈川県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険制度の維持運営に向け、国民健康保険税の適正な賦課と収納率の向上・医療費の適正化・保健事業の推進について取り組みます。

2、滞納者の所得階層について

収納率向上に努めていることは理解するが、滞納者の所得階層等を

知り、根本的に解決に向けていかなければならないと考えるが見解は？

◆事務局回答

滞納者を所得階層別には集計していません。滞納者全体の所得階層の傾向を把握するよりも、各滞納者の所得や生活状況等に応じて滞納整理にあたるのが根本的な解決になると考えています。

3、一般被保険者保険税還付金について

一般被保険者保険税還付金が「増」とあるが、前年との比較、当初予算との比較、また「増」の要因は？

◆事務局回答

一般被保険者保険税還付金は前年度決算比2,759,067円、13.44%の増です。また、当初予算比は2,472,800円、11.72%の増です。前年度比で増となった要因につきましては、過年度の所得更正に伴う賦課更正の件数が増加し、年度を跨いだ還付が増加したためです。

4、短期証及び資格証の発行件数について

短期保険証、資格証の発行枚数と前年比は？

◆事務局回答

令和3年3月末時点で、短期被保険者証の発行件数は199世帯であり前年同月比9世帯の増、資格証明書の発行件数は61世帯であり前年同月比2世帯の減でした。

5、子どもの均等割について

すべての市民に課せられる均等割、せめて子どもへの課税はなくすべきと考えるが、見解を。

◆事務局回答

国民健康保険法及び地方税法の改正により、子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額の措置が令和4年4月に施行予定です。主な改正内容は、全世帯の未就学児に係る均等割額が5割減額になることです。

議事2

意見なし